

大阪市ハートフル商店街事業業務委託
(長期継続)
受託法人募集要項

令和6年12月
大阪市

事務局 : 大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
〒530-8201
住 所 : 大阪市北区中之島 1-3-20 (大阪市役所 6 階)
電 話 : 06-6208-7994
FAX : 06-6202-6962
E-Mail : fa0025@city.osaka.lg.jp

第1章 募集の趣旨・概要

1 募集の趣旨

大阪市内の障がい者福祉サービス事業所が製作・提供する製品やサービスの販売促進、販路拡大及び受注機会の増大に取り組むことにより、就労による自立・生活水準の向上及び多様な社会参加の機会を提供することを目的とする。

今般、この目的を達成するため、授産製品の販売促進や関係機関との連携作り、及びウェブサイトを活用した情報発信に関する専門性、ノウハウを活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

2 業務内容

- ① 「大阪ハートフル商店街」の運営管理
- ② 市役所本庁舎1階市民ロビーにおける出店販売
- ③ 企業等との連携推進及びイベント出店による販売促進・販売拡大の取組
- ④ プロモーションサイトの運営・管理
- ⑤ 市民を対象とした広報・啓発
- ⑥ 振興窓口としての業務
- ⑦ その他の業務

※具体的内容については、別紙「大阪市ハートフル商店街事業業務委託（長期継続）仕様書」を参照のこと

3 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

委託期間 3年

第2章 業務委託料等について

1 委託料額

業務委託料の1か年度あたりの上限額は、下記の予定であるが、本プロポーザルに係る企画提案において提出された「大阪市ハートフル商店街事業業務委託（長期継続）内訳書（様式13）」に記載された合計金額を契約金額とする。（事業実施に係る人件費及び物件費を含む。）

業務委託料の金額等は、令和7年度予算の編成過程で変更になる場合がある。また、令和7年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。加えて、令和7～9年度の各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある。

（各年度予算が変更された場合は、受託者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があります、原則として、受託者はこれに応じなくてはならない）

2 委託料上限額

7,448,371 円（税込）1 年あたり

22,345,113 円（税込）3 年総額

3 委託料の支払い

会計年度（各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに受託者からの請求により支払います。支払い方法については受託者決定後、受託者と協議の上決定する。

※本市施策等の変更により上限額、支払い方法が変更される場合があります。

4 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

第3章 応募について

1 申請（応募）資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人格を有する団体である場合、本プロポーザルの応募に参加することができる。

ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

イ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

ウ) 令和 4・5・6 年度本市入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

エ) 令和 4・5・6 年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、公示日初日現在において、引き続いて 1 年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること

2 応募への参加について

①参加申請手続き

ア) 受付期間：令和 6 年 12 月 6 日（金）から令和 7 年 1 月 15 日（水）までの平日。

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く）

イ) 提出書類：別添「大阪市ハートフル商店街事業業務委託（長期継続）応募書類」のとおり

ウ) 提出部数：各正本 1 部、副本 7 部（複写可）

※事業者選定会議委員が団体名等から受ける先入観を防止し、公平な意見聴取とするため、副本のすべての提出資料から団体名・代表者名をマスキング（匿名化）したうえで提出すること

エ) 提出場所：福祉局障がい者施策部障がい福祉課

②質問の受付

ア) 受付期間：令和6年12月6日(金)から令和6年12月17日(火) 17時30分まで

イ) 提出方法：「質問票（別紙）」に記載し、福祉局障がい者施策部障がい福祉課まで
下記電子メールアドレス又はFAX番号あてに質問すること

【メールアドレス：fa0025@city.osaka.lg.jp】

【FAX：06-6202-6962】

※メールの件名は「大阪市ハートフル商店街事業業務委託（長期継続）に関する質問」とすること。（なお、FAXにて送信の場合は、必ず、事務局担当者に電話で着信確認を行ってください）

ウ) 回答：質問に対する回答については、全ての内容を取りまとめたうえ、令和6年12月24日（火）に福祉局ホームページの「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。なお、質疑回答集は、募集要項等の追加又は修正事項とみなします。

第4章 選定について

1 選定方法

本企画提案の審査については、「大阪市障がい者福祉関係業務委託受託事業者選定会議」で行い、その意見を受けて選定する。審査の結果、合計点数が最も高い事業者を委託候補として選定する。

ただし、合計得点が満点の6割を超えていない場合は、契約候補者として選定しないこととする。

なお、委員ごとの評価点数が1人でも60点に満たない場合は、委員の合議により委託候補の適否を判断する。

2 選定基準

(1) 基本的な考え方

- ・本企画提案の審査については、大阪市障がい者福祉関係業務委託受託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- ・選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ・複数の法人の参加があるなど、企画提案書による審査が困難な場合は、面接審査（質疑応答）を実施するものとし、開催日時、開催場所、内容・方法については応募締め切り後に法人に通知する。

- ・審査の結果、評価点が最も高い法人が複数いる場合は、下記「③事業計画に関する事項 業務実施計画」の評価点の高い法人から選定し、本項目の評価点も同点の場合はくじ引きにより選定する。

(2) 提案審査評価項目【委員 1 人あたり 100 点、3 人で 300 点満点】

①法人に関する事項 15 点

(経営方針 5 点)

(経営の健全性・安定性 5 点)

(障がい者雇用について 5 点)

②事業運営に関する事項 20 点

(配置する職員の資格及び体制 5 点)

(職員の研修体制 5 点)

(個人情報保護の取組と体制 5 点)

(苦情解決の取組と体制 5 点)

③事業計画に関する事項 65 点

(業務実施計画 60 点)

(費用積算内容の妥当性 5 点)

3 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ) 法人選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

第5章 選定後について

1 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募法人に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページへの掲載等により公表します。

2 受託予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受託予定法人と細目を協議し、令和7年度予算案が市議会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結する。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

3 業務の引き継ぎ等

令和7年4月1日から円滑に業務を開始できるようにするため、令和6年度中に現受託法人から業務の引継ぎや準備等を行う必要があるため、受託予定法人となった場合には、速やかに受託準備に着手し、遅くとも令和7年3月上旬以降は現受託法人からの業務引継ぎに対応できる体制を整えておくこと。

業務引継ぎに際して発生する費用（不用品・書類等の廃棄費用など）について、本市は追加支出を行いませんので、あらかじめ費用を見込むこと。

なお、受託予定法人の事情により業務の実施が出来なくなった場合においても、その準備費用等について本市は補償しない。

第6章 その他

応募書類の取り扱い

応募書類は理由のいかんを問わず返却いたしませんので、必要な書類については、あらかじめ応募者で写しをとっておいてください。

第7章 スケジュール（予定）

令和6年

12月6日（金） 募集要項公示
12月6日（金） 質問受付期間
～12月17日（火）

令和7年

1月15日（水） 企画提案書締切日
2月3日（月） 選定会議の開催
～2月14日（金）
2月中旬 選定結果の通知
4月1日（火）～ 委託契約締結、業務開始

第8章 事務局（問い合わせ先）

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話 06－6208－7994

FAX 06－6202－6962

E-Mail fa0025@city.osaka.lg.jp

担当 飯沼・市山・浜辺